大阪市立大学大学院医学研究科研究支援プラットフォーム共同実験機器施設運営委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大阪市立大学大学院医学研究科研究支援プラットフォーム共同実験機器施設（以下、「共同実験機器施設」という。）規程第４条に規定する共同実験機器施設運営委員会（以下、「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は次にあげる者をもって組織し、教授会が承認する。

（１）教授会から選出された者

基礎系教授より若干名

臨床系教授より若干名

（２）本規程第６条に規定するワーキンググループの議長及びワーキンググループから選出された者若干名

（３）医学部・附属病院運営本部学務課長及び経営企画課長

２　委員会に委員長を置き、委員長は医学研究科長が選任する。

３　委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

４　本条第１項による委員の任期は２年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第３条　委員会は、次の事項を審議・決定する。

（１）共同実験機器施設の運営方針に関すること

（２）共同実験機器施設の機器の整備に関すること

（３）その他委員会が必要と認めたこと

（委員会の運営）

第４条　委員会は、委員長が召集し、議長となる。

２　委員会は、委任状を含む委員の２分の１以上の出席により成立する。

３　議事は出席委員の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

５　委員会は、年１回以上開催するものとし、その審議結果を委員長により教授会に報告する。

（共同実験機器施設担当）

第５条　研究科の各教室等は、委員会との連絡調整担当者として共同実験機器施設担当（以下、

「ワーキング委員」という。）を選出し、委員会に報告する。

（ワーキンググループ）

第６条　共同実験機器施設の日常の運営等について、必要な事項を審議するため、委員長のもとにワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置く。

２　WGの委員は、次の各号に該当する者の中から、委員会の承認に基づき、委員長が委嘱する。

（１）研究科准教授、講師、助教、特任准教授、特任講師、特任助教である者
ただし、その教室の教員が１名の場合はこの限りではない。

（２）その他委員長が必要と認めた者

３　WGに議長を置き、委員長が選任する。

４　WGは次の事項を審議し、運営委員会に図る。

（１）共同実験機器施設の機器の購入及び維持管理に関すること

（２）共同実験機器施設の利用に関すること

（３）その他共同実験機器施設の運営に関し必要な事項

５　議長は、会務を統理し、WGを代表するとともに、WGの審議事項を委員会に報告する。

６　WGは、委任状を含む委員の２分の１以上の出席により議事を審議することができる。

７　議事は出席委員の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8　その他WGの運営にあたって必要な事項は、委員長が定める。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、医学部・附属病院運営本部学務課において行う。

（細目）

第８条　この規程の施行について必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附則

この規程は平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。